

学校徴収金の納入について（お願い）

10月分学校徴収金につきまして、下記のとおり徴収しますので、ご準備をお願いします。

1. 預金口座自動振替日

令和3年10月26日（火）

※入金は前日までにお願いします。

2. 10月徴収金額

生徒費：460円（全学年共通）

※スポーツ振興センター掛金として

※ 振替手数料 11 円を足した金額の入金をお願いします。

※ 令和3年度 5月1日時点で生活保護または就学援助の認定者は掛金が免除されるため、
10月の徴収はありません。

※ 令和3年度特別支援教育就学奨励費制度（支弁区分 I 段階）の該当者は掛金が免除される
ため、徴収後に年度末返金または次年度繰越を行います。

※ 令和2年度特別支援教育就学奨励費制度（支弁区分 I 段階）の該当者で昨年度に460円
を納入している方は次年度繰越を行っているため、今年度の徴収はありません。

3. 現金納入の方

預金口座を届けられていない方には、納入通知書を配付します。その通知書に現金をそえて、
本校事務室までご持参ください。

4. 振替不能に対する再振替の実施について

令和3年度については、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、希望されるご家庭のみ
再振替を実施します。

学校徴収金の納入方法を口座振替に設定されているご家庭については、5月～9月分の学校
徴収金の口座振替が残高不足等で引き落としができなかった場合、10月分の徴収金と合わせ
て引き落としを行うことができます。

ご注意ください

再振替は自動では行われません。

10月11日（月）17時までに、住之江中学校事務室（06-6683-0001）までお電話
で再振替の希望を申し出ただいたご家庭について実施します。